

大嶋郷と下総国の郷家集落

糸 川 道 行

はじめに

養老五（721）年に作成された下総国葛飾郡大嶋郷の戸籍は正倉院文書として残された古代律令制下の戸籍の一つである。この「大嶋郷戸籍」を含む下総国の戸籍は文献史学において御野国や西海道の戸籍などとともに日本史全体のレベルで研究が進められている。そのいっぽう、大嶋郷の比定地は現在の東京都下であり、地形からみると東京低地に存在する。古くから開発が進んだ当該地の発掘調査は概して小規模であるが、近年、谷口榮や永越信吾等により考古学的な様相についても研究が進められている（谷口1990 a・1994・2012、永越ほか2015など）。なお本稿では紙幅の都合上、報告書や参考文献については一部を除いて出典を省略した。

筆者はこれまで、下総国における奈良・平安時代の集落について、印播郡や東総地域の研究を行ってきた（糸川2018・2022など）が、下総全体を考えると未だ途上である。本稿でとりあげる大嶋郷はその延長上にある。

本稿では大嶋郷の集落研究として以下の2点の方法をとった。1点目は「大嶋郷戸籍」から集落のあり方をみることである。2点目は下総国における他の郡郷の良好な事例をとおして大嶋郷の主要な集落を想定することである。大嶋郷の比定地については今後も大規模な調査が実施されることは難しいとみる。それに対して早くから市街地化が進んだ東京都下を除く下総国や常陸国、上総国などでは広域で大規模な調査が実施され、良好な集落遺跡の事例がいくつもみられる。2点目の方法はそれらの様相から大嶋郷の集落を考えようとする試みである。なお考古学的様相については大嶋郷域の集落の様相も若干付け加えて考える。

大嶋郷が所属する葛飾郡は太日川（現江戸川）など旧利根川水系河川の影響で南北に長い郡域をもつ。その郡域は現在の千葉県だけでなく、東京都や埼玉県も含む。筆者は千葉県内でさえ十分に把握していないため東京都や埼玉県の様相を把握するのはかなり困難である。旧国でみると葛飾郡の郡域は地理的な様相にお

いて武蔵国東部の埼玉郡・足立郡と近似する。葛飾郡の研究においては、埼玉郡や足立郡南部と地理的・歴史的に比較検討しなければならない。本稿では葛飾郡全体にも触れるが、素描といったものである。

大嶋郷に比定される地域は考古学的情報が少ないが、ほかの郡郷に対して優るとも劣らない特筆すべき点がある。それらを列挙する。

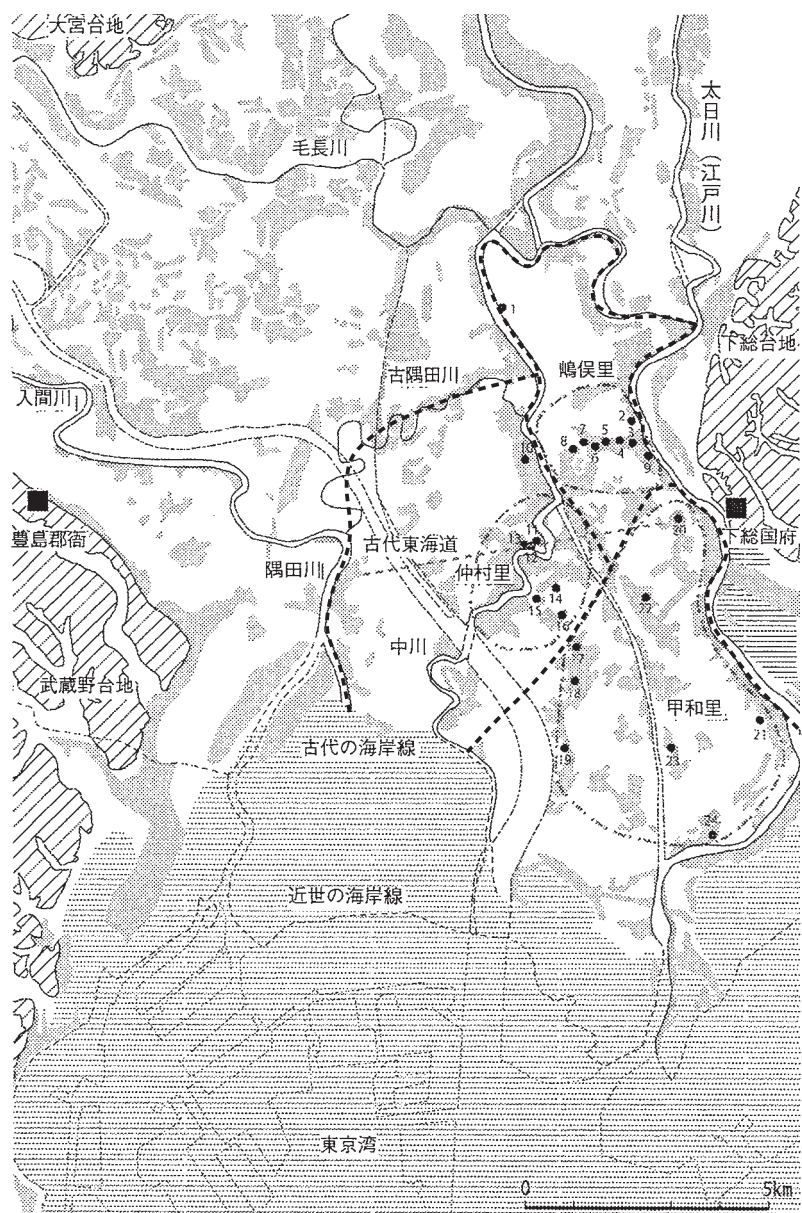
第一は当然のことながら「大嶋郷戸籍」の存在である。下総国では倉麻（相馬）郡意布郷や釘宅（香取）郡山幡郷にも戸籍断簡があるが、「大嶋郷戸籍」は遺存がよい点で、日本全体をみても貴重な存在である。

第二として第一の点と関連するが「大嶋郷戸籍」には郷長名が記載されていることである。郷長は甲和里の房戸主・孔王部志己夫58歳である。下総国ではいくつかの遺跡から、郷長および郷長級氏族を記した墨書文字が出土しているが、大嶋郷を含めて郷長名が判明している事例は少ない。

第三として「大嶋郷戸籍」は国郡郷里制の時代の戸籍であり、三里の里名と里正名が記載されていることをあげる。三里のうち甲和・嶋又の二里は、現在の地名である小岩・柴又に転訛したものであり、比定地の一端を示している。里域の検討から、比較的精度の高い郷域の想定が可能である。大嶋郷は郷の下位である里名や里正名が判明している点で、下総国の郡郷のなかでは稀有な存在である。

第四に谷口榮等によって2003年に大嶋郷と戸籍等に関するシンポジウムが開催され、その成果が2012年に谷口ほかの研究者の論考とともに形になったことをあげる（谷口ほか2012）。その内容は文献史学と考古学等から大嶋郷・戸籍・東京低地を総合的に考察したものである。この成果は現在でも大嶋郷研究の最先端の水準を示す。考古学・地方史をもっぱらとし、千葉県を主なフィールドとする筆者には、この文献における碩学の研究成果を十分に消化することができない。しかし筆者なりに考えるところがあり、その点について若干述べる。

ところで「大嶋郷戸籍」については、家族実態説と



第1図 大嶋郷の想定郷域（『谷口2012』図3を改図転載）

法的擬制説（ここでは編戸説を含む）があり、文献史学では擬制説が優勢のようである。上記のように筆者には、郷戸・房戸のあり方などをめぐる文献史学上の問題に深入りすることができない。本稿では「実態の上に法的擬制がかけられた」という意見を支持する服部敬史の所論（服部2012）にしたがう。服部は関のいう「実体か捏造か」（関2012）という観点をとりあげた。服部のみる捏造とは、「氏名を聞き取って中国律令法に合わせた家族を構成する」ことである。それに対して、実態の上の法的擬制とは、「何らかの家族単位やつながりのあることをもとにして調書がつくられる」ということである。本稿はこの後者の考えを前提とする。家族全体の関係については不明瞭である。しかし郷長である孔王部志己夫については、その弟夫

妻や甥などを含めて郷長級氏族であることを実態とみなす。

1 大嶋郷の郷域とそのほかの葛飾郡諸郷の比定地

（1）葛飾郡と大嶋郷

平安時代中期の承平年間（931～938）に源順が編さんした事典といえる『和名類聚抄』（以下『和名抄』）には諸国の郡郷名が記されている。国府が所在する葛飾郡は下総国の筆頭郡である。その郷名を記載順にみると、度毛・八嶋（島）・新居・桑原・栗原・豊嶋（島）・余戸（部）・駅家の八郷である。なお高山寺本には余戸・駅家の二郷が記載されておらず、この二郷が他郷と異なる扱いをされていた様相がうかがえる。ここではまず『和名抄』各郷の記載順をとりあげる。

山路直充は記載順から各郷はセット関係をもつ場合が多いことを指摘した（山路2009）。山路は、葛飾郡では度毛と八嶋、新居と桑原、栗原と豊嶋が二郷一組のセット関係であり、各二郷間は接すると考察している（山路2014）。筆者は山路の考察にしたがい、上記各二郷間が隣接関係にあるとしてみている。

なお郷の前身である里はその古い表記である五十戸を含めて徴税の単位であるから固定的な領域は持っていないという考えがある。たしかに里の出発時点ではそのとおりであるが、人が住むところであればおのずと領域は発生する。それは現代の行政界のように画然としたものばかりではなく、曖昧な場合やスポット的な場合を含む。しかし筆者は奈良・平安時代の集落を研究するにあたり、郷（里）の領域を考慮する必要があるとみる。本稿はこのような観点から各郷の比定地をみていく。

まず本稿で主題の大嶋郷をとりあげる。大嶋郷は『和名抄』にはみえず、八嶋郷が大嶋郷の誤記であるとみられている。これについて関和彦は単なる誤記ではなく、神亀三年（726）に「大嶋」から「八嶋」に改名されたと考察している（関2012）。なおここでは改名か誤記かの問題に立ち入らず、八嶋郷と大嶋郷は同じ郷を指すとして論を進める。本稿では主として大嶋郷と記述する。

大嶋郷は「大嶋郷戸籍」により、甲和里・仲村里・嶋俣里の三里で構成されることが判明している。この三里の里名は霊亀元年（715）の郷里制の施行に伴うものであり、「大嶋郷戸籍」はそれよりも6年後のものである。「甲和」の地名は現在の東京都江戸川区小岩に転訛したものとみられている。また「嶋俣」は現在の東京都葛飾区柴又に転訛したことが確実である。「仲村」の遺称地は不明瞭であるが、その名称から甲和里と嶋俣里の中間に位置するとみられている。

郷域・里域をとりあげる（第1図）。第1図は谷口榮が『谷口2012文献』において示した図に若干の手を加えたものである。里域およびその総体の郷域は谷口の考察を基とするが、その想定線はもちろん筆者の仮説である。甲和里・仲村里・嶋俣里の三里は大嶋郷のなかで、この順に南から北に並ぶ。大嶋郷南側の甲和里は現在の小岩付近から南側は当時の海岸線までである。中間の仲村里は葛飾区立石地区・奥戸地区周辺から古隅田川の東側までである。北側の嶋俣里は柴又・葛飾区金町周辺から北側は葛飾区水元付近まで含む。甲和里と仲村里、仲村里と嶋俣里の境は不明瞭である。

仲村里は甲和里と嶋俣里の中間ではあるが、実態は西側に寄って位置する。甲和里と嶋俣里も一部接するとみるが、その境は同様に不明瞭である。なお谷口は第1図の元図において各里の遺跡分布を破線で囲っているが、これは里域を示したものではない。里域はこれよりも拡大するものであり、このことは谷口がシンポジウムで発言している。

第1図では東海道が仲村里の中央から甲和里の北側にかけて東西に通っている。なお葛飾区立石に所在するいわゆる「立石様」という石材について、木下良は東海道の駅路に関係するものと考察した（木下2012）。木下の考察はほかの事例からも首肯できる。これによりこの地域における東海道ルート的一端が確定的となった。立石は仲村里内の地名である。また谷口榮は大嶋郷を通る豊島郡家と下総国府間の交通路について、第1図のものを含む2ルートを提示した。それに加えて、井上駅周辺や後の菅原孝標女一行の交通路をとりあげるなど、武蔵・下総間の交通路について詳細に考察している（谷口2018）。

筆者は東海道を境に南側が甲和里、北側が嶋俣里とする案も考えた。しかし道路が里を分けるかどうか断定しがたく、遺跡分布と地形を優先した。ただしもし東海道（支路段階を含む）で分離することが妥当ならば、小岩の一部は嶋俣里に入る可能性もでてくる。これまで上小岩遺跡は甲和里内にあるという前提で論じられているが、谷口榮はこれに対して危惧の念を表した。上小岩遺跡は甲和里内であればもっとも北側にあり、嶋俣里に近い位置である。谷口はそこが本当に甲和里であるかは確証がないとした。もちろんこれは谷口が上小岩遺跡を嶋俣里内の遺跡としているわけではなく、今後の課題として注意が必要であることを指摘したものである（熊野・谷口1994）。豊嶋郷の例をみても地名は隣接地のものをとる場合や、移動する場合がある。遺跡分布と地形の関係・出土遺物の様相など今後の研究の進展を期待する。

なお谷口は古隅田川について、微高地の発達状況から、現在よりも東側の亀有・堀切の微高地の西側付近を流れていたと考察し、大嶋郷の郷域が現在の古隅田川まで広がらない可能性を指摘している（谷口2018）。第1図については実態としての里域境の有無を含めて確定的なものではなく、おおまかな想定範囲を示したものである。

以上、大嶋郷の郷域について簡単にまとめると、南限は東京湾（江戸内海）、東限は太日川右（西）岸、

西限は古隅田川左（東）岸、北限は水元付近である。ところで筆者はかつて東総三郡各郷等の比定地を論じたが、郷域は図示していない（糸川2021）。それは先述したように郷域が現代の行政界のようにほとんど定まったものでなく、あいまいな場合があることや一部は本来存在しなかったこと等による。しかし第1図は大嶋郷の比定しか扱っていないため、わかりやすさを優先してあえて想定線を図示した。これは境界線近くに集落が営まれたならばどこに属するかという観点で引いたものである。

筆者は大嶋郷の郷域について下総国におけるほかの郷のあり方も参考にしている。『和名抄』に記載された下総国の郷は狭域の郷もあるが、広域の郷の方が多い。上記の大嶋郷の郷域は他郷との比較のうえではいちじるしく広域というわけではないが、かつて考えられていたよりも広域と理解する。里はかつて考慮された一里に少数の遺跡というようなものではなく、かなりの遺跡がある。必然的に大嶋郷の郷域も比較的広域になる。

（2）大嶋郷以外の葛飾郡各郷

大嶋郷の東隣の地は市川市下総国府周辺であるが、国府周辺については山路直充の考察（山路2014）にしたがい、豊嶋郷とする。豊嶋郷は葛飾郡家所在郷でもある。豊嶋郷は松戸市南部まで郷域に含む。国府・葛飾郡家周辺が豊嶋郷とすると、それは武蔵国豊島郡との頻繁な交通関係を反映したものである¹⁾。なおこの地域の交通量が多いのは武蔵国の所属替えのかなり以前からとみる。支路の時期を含めて古代東海道は大嶋郷内を通過し、その交通量は活発である。交通関係が大嶋郷に及ぼした影響の検討もひとつの課題である。

大嶋郷とセット関係にある度毛郷は、これも山路により大嶋郷の北方に比定されており、筆者もまたその見解にしたがう。太日川右（西）岸の微高地・低地を主体とする地域である。なお度毛の「毛」は毛(け)長(なが)川の「毛」に関連するとみる。郷名の音は不明瞭な場合が多い。「度毛」については清宮秀堅以来の先学により「トモ」と呼ばれている場合が多いが、『和名抄』名古屋市博本では「トケ」というルビがふられている。どちらとも断定しがたい。

豊島郷北方、流山市加地区遺跡群周辺は桑原郷とみる。太日川左（東）岸の台地上を主体とする。桑原の「桑」は「加」と音韻が近似する。また郷名の原はその郷の主体が地形的にみて台地上であることを表すと

みる。桑原郷の郷家集落は不明瞭であるが町畑A遺跡周辺と想定する。太日川をはさんで、その中流の東方台地上を中心とする地域が桑原郷、西方の微高地・低地が度毛郷である。

新居郷・余戸郷の比定地については地名や考古学上の根拠はなく不明瞭である。またこの地域の集落を考える場合、埼玉県や東京都の集落や地形を考慮しなければならないことは先述したとおりである。しかし強い根拠をもたないが、筆者は桑原郷・度毛郷の北方を新居郷、新居郷の北方を余戸郷とみている。余戸郷はそのあり方として、郡の端に位置することが多いとみることによる。

下総国府の東方、船橋市本郷台・印内台周辺にかけては栗原郷である。栗原郷の郷家集落・中心集落は印内台遺跡とみるが、ほかにも有力な集落が多い。なお官牧の大結牧は意富比神社（船橋大神宮）付近に位置し、栗原郷内に存在するとみる。栗原郷の東方には浮嶋駅が位置する。習志野市谷津周辺が推定地である。浮嶋駅周辺は駅家郷であり、浮嶋郷ともいわれている。官牧の一つである浮嶋牛牧の位置については習志野市谷津貝塚周辺に比定した笹生衛・大口和樹の考察にしたがう（笹生・大口ほか2013）。浮嶋郷内に存在する牧である。谷津貝塚は浮嶋牛牧を経営した中心集落であるとともに浮嶋駅の駅戸集落の中心であり、また駅家郷（浮嶋郷）の郷家集落という三者の性格を兼ねる集落とみる。なお浮嶋牛牧については墨田区内に存在する牛島の地名から墨田区向島・本所一带をその比定地とする見解がある（墨田区1978）。筆者は墨田区内に私牧が存在する可能性を否定しない。しかし官牧の浮嶋牛牧は駅家郷・浮嶋郷との関連から谷津貝塚周辺と考える。市川市北下遺跡で出土した「浮嶋」の墨書も習志野市周辺に存在した駅家・郷を指したものとみる。

ところで現在の茨城県古河市周辺を葛飾郡内とみるむきがある（谷口2012・2018など）が、筆者は古河市周辺については猿嶋郡内とみている。内山俊身は『園城寺文書』の「徳円度縁」に、9世紀前半に天台宗の高僧として活躍した徳円の出身地が「猿嶋郡余戸倉櫨郷」と伝えられていることを指摘し、「倉櫨」が古河市内の地名である鴻巣に転訛した可能性を言及している（内山2016）。なお内山は可能性を指摘しながらも断定はせず慎重な姿勢をとっている。しかし筆者は郷名が地名として遺存する例が多いこと、音韻も共通性があることから、断定してよいと考える。ここでは

詳述できないが内山は猿嶋郡狭域説と広域説を比較し、広域説が妥当であると考察している。筆者もその見解に賛同する。古河周辺を猿嶋郡とするのは広域説に則ったものである。雨宮龍太郎も「徳円度縁」から猿嶋郡余戸郷の比定地について旧古河市を含む近在の小地域と比定した（雨宮2023）。この雨宮の考察も妥当なものである。

『和名抄』記載の郷について、筆者は香取郡にやや不安を感じるものの、これまで漏れはないという前提で研究してきた。もしも古河周辺が葛飾郡であるならば、葛飾郡北部の郷については新居郷と余戸郷だけでは足りないとする。

最近になって、埼玉県東部地区の奈良・平安時代の様相が、埼玉県の東部地区文化財担当者会によってまとめられた（東部地区文化財担当者会2024）。それによれば金杉台地や宝珠花台地など古代葛飾郡北部を主体とする現江戸川右（西）岸の台地上にはかなり遺跡が分布している。それらは現在の行政区画でみれば幸手市・杉戸町・春日部市・松伏町などの市町の東部に相当する地域である。これまであまり見つかっていない微高地・自然堤防上にも遺跡の存在が予想されるので、集落はより多く存在するだろう。考古学的にも古河周辺を葛飾郡に含めることは困難であり、古河を含めなくても新居郷・余戸郷の内実はこれまで漠然と思われている以上に豊富であるとみる。

古河周辺を猿嶋郡と理解することにより、葛飾郡各郷の郷域のバランスもよくなり、とくに記載漏れがあった郷を考慮しなくてもよいと考える。郷の広さは不明瞭であるが、見通しを述べる。本稿の大嶋郷は広域とはいえないが、狭域でもなく、平均的な広さとする。駅家郷である浮嶋郷は狭域（狭郷）である。その他の六郷（度毛郷・新居郷・余戸郷・桑原郷・栗原郷・豊嶋郷）については比較的広域とみる。

（3）葛飾郡内の交通関係

『和名抄』における葛飾郡各郷の記載順をみる。まず度毛郷と八嶋（大島）郷のセットであるが、これは武蔵国豊島郡方面から葛飾郡内に最初に入る交通関係を意識したものとする。次に新居郷と桑原郷のセットであるが、これも武蔵国と度毛郷に近い新居郷が記載され、その後に新居郷の南あるいは一部で東となる桑原郷が記載された。その次の栗原郷は桑原郷からみると南東に位置する郷である。そしてセット関係にある六郷のなかで、国府および郡家所在郷である豊嶋郷が

最後に記載された。セット関係にない余戸郷と駅家（浮嶋）郷であるが、余戸郷の出発点は余りの郷であり、豊嶋郷の後に付け足された。また駅家（浮嶋）郷は駅家関連の郷であり、正規的な六郷に対して別方面の性格をあわせもつ郷である。

正規的な六郷の記載順については、武蔵国からの文書や物の通送順を示すと考える。郡家所在郷の記載順は必ずしも定まっておらず、筆頭や中途もあるが、葛飾郡の場合は六郷のなかで最後に文書や物が収まるところとして記載された。

以上、『和名抄』に記載された葛飾郡各郷の記載は二郷一組になるだけではなく、武蔵国方面からの交通関係を表したものとみる。葛飾郡各郷の文書や物の通送順について以下に筆者の仮説を示す。

武蔵国豊島郡→（下総国葛飾郡豊嶋郷）→大嶋郷→度毛郷→新居郷→余戸郷→桑原郷→栗原郷→浮嶋郷→豊嶋郷

なお大嶋郷（八嶋郷）と度毛郷については地理的な様相から『和名抄』の順と入れ替えた。大嶋郷は谷口の表現を借りれば、まさに「下総国の玄関口」である（谷口2012）。また上記には余戸郷と浮嶋郷を入れたが、このような一方のものであるか懸念がある。それは余戸郷のところである。すなわち新居郷からは余戸郷と桑原郷の双方に向かい、ときに余戸郷が省略される場合や新居郷から余戸郷への連絡が後になる場合があった可能性があるとする。浮嶋郷については成立してからはこの順でよいとみるが、駅家が成立して整備される当初は余戸郷と近似する様相があったかもしれない。余戸郷と浮嶋（駅家）郷について経路からはずれる場合があったとした理由は、『和名抄』の記載で後に来るか、記載がないことであるが、あまり強い根拠とはいえない。通送の経路については他郡の様相を参考にする必要もあり、各郷の比定地とともに今後の課題である。なお豊嶋郷は下総国府・葛飾郡家所在郷であることから、情報やものの流れとしては大嶋郷よりも先に入る場合があったとみる。そのため『和名抄』の記載では後ろに位置するが、上記にはかっこ書きで大嶋郷の前にも入れた。

葛飾郡について道前・道後の観点からみる。まず葛飾郡自体は下総国のなかでは道前であり、その筆頭郡である。平城宮から「…□総国道口葛□（飾カ）」と書かれた8世紀代の木簡が出土しており（平川2001）、道前のなかでも最初の「道口」の郡である。葛飾郡の諸郷については、道前が大嶋郷・度毛郷・新居郷・余

戸郷、道後が桑原郷・栗原郷・浮嶋郷・豊嶋郷とみる。

2 下総国の郷家集落遺跡

各郷には郷長が存在し、郷長を含む郷長層は郷内全体を管理する施設群で政務を執り行った。郷家はその総体を表す言葉である。郷長は集落内に存在することから、筆者は郷長が所在した集落を郷家集落と呼んでいる。郷長の住居は集落内で多少の区画がされていたかもしれないが、郷長集団の居宅が集落から離れて単独に存在することはないと考える。

郷家集落は筆者が研究対象としている下総国周辺では、上空からみて方形・長方形等の規格的に配置された建物群をもつ場合が多い。しかし郷家集落のすべてが規格配置建物群をもつかどうかはわからない。とくに余戸郷ではもたない場合があったと想定する。なお郷家の建物群は律令法のなかで明確に定められたものではないことから、「郷衙」の用語を使用しない。

規格配置建物群をもたない郷家集落は一般集落との区別が難しいが、一般集落自体の定義も難しいため、掘立柱建物の数量や堅穴建物との割合、文字資（史）料のあり方など総合的にみていく必要がある。また規格配置であるのかないのか不明瞭な場合もある。

文献史料にあらわれる「郷家」の官衙の様相についてはこれまで「末端官衙」や「郷内官衙」・「村落内官衙」などといわれ（井上1998ほか）、その建物群は「官衙風建物群」と呼ばれることがあった（菅原1998）。筆者もこれまで「官衙風建物群」をかなり使用してきたが、近年では規格配置建物群と呼称している。「郷家集落」はそのような建物群を含む集落であり、律令政府の地方末端支配機構として成立・展開した²⁾。

ただし筆者は「郷家集落」に9世紀以降、律令制の変質期の集落まで含めている。その変質期においては郷家集落に群党的様相が入り込む可能性がある。より具体的にいえば、郷家集落およびその延長上の集落と、群党（盗）的性格をもつ拠点集落が画然と区別できるのかということである。

当初、郷家集落として出発しても、僞馬の党や富豪の輩などといわれる群党の集落に変質することがあったかもしれない。群党は「官」に対して反抗的な性格が強い。そのような集団の施設に対して「官衙」の用語を使用することに、近年、筆者はためらいを覚えるようになった。

規格配置建物群をもつ下総国の集落のうち、酒々井町飯積原山遺跡は古代荘園関連遺跡であり、郷家集落

ではない。その建物群は「庄所」である。古代荘園は律令体制の機構のなかで成立・成長した面があるが、私富の集積に余念がない王臣家等の経営であれば（木原2016）、「官」と対立する側面もあっただろう。「風」が付けばそこまでこだわる必要がないのかもしれないが、規格配置建物群とするのはそのような理由からである。なお筆者はとくに用語として固定化するつもりはなく、一般的な言葉として使用する。そのため規格（則）（的な）配置（列）でもよいし、「規格」の実態を表す表現として、「コ」の字形（状）、「ロ」の字形（状）、方形、長方形等、意味が通じればよいと考える。本稿は大嶋郷における郷家集落を含む主要集落のあり方をさぐることを目的の一つとしている。そのために大嶋郷以外の他郷における典型的な郷家集落の様相をみる。とりあげるのは千葉郡物部郷の郷家集落と考える小屋ノ内遺跡である。小屋ノ内遺跡は四街道市物井に所在する。物井は物部が転訛した地名とみる。小屋ノ内遺跡は古墳時代後期の集落もあり、そこが集落の開始期といえるが小規模である。隆盛になるのは8世紀第2四半期からで、10世紀代にかけて続く大規模な集落遺跡である。奈良・平安時代の堅穴建物の数量は283棟、掘立柱建物は142棟である。また北に隣接する稲荷塚遺跡では、堅穴建物231棟、掘立柱建物51棟が見つかった。両遺跡が物部郷における第一、第二の集落である。

第2図はかつて筆者が小屋ノ内遺跡の掘立柱建物群等を考察するさいに作成した図である（糸川ほか2008）。ここでは郷家集落とみる様相に絞ってみている。

○「コ」の字状・方形状配置建物群（図のⅠA・ⅠB）

北に張り出したⅠC部分を加えると掘立柱建物の数は48棟である。その数は小屋ノ内遺跡で見つかった掘立柱建物のほぼ1/3である。上空からみた外郭は南に向かって開く「コ」の字形である。「コ」の字の内部にも掘立柱建物があるが、累積した状況である。「コ」の字形配置建物群の建設および整備の当初段階を主体として、広場をもつと想定する。「コ」の字の西列・北列は倉庫を多くもつ。なお小屋ノ内遺跡ではⅠA・ⅠBの空間に奈良時代の堅穴建物が入り込まない。「コ」の字形配置建物群は郡衙政庁等の建物群の形態を模倣したものである。小屋ノ内遺跡における規格配置建物群の規模についてはこのⅠA・ⅠB部分に下記のⅠD部分を加えた広さを基本とみる。東西約55m×南北約65mの範囲である。



第2図 四街道市小屋ノ内遺跡掘立柱建物群等の構造 (1:2,000) (『糸川ほか 2008』から転載) (2911)

○「コ」の字形近隣の堅穴建物群（ⅠD）

「コ」の字形南の開口部南方に堅穴建物が5棟存在する。そのうち4棟が大型であるが、小型の1棟も同様の性格をもつとみる。時期は8世紀第2四半期から9世紀初頭までであり、継続的に営まれている。奈良時代を主体とし、平安時代に入ると消滅する。大型堅穴建物群からは大量の土器が出土している。その性格は「コ」の字形配置掘立柱建物群に伴う竈屋とみる。郷長集団は季節的な労働や新たな開墾等のために多くの農民を徴集した。大型堅穴建物群はそのさいに飲食を提供した場であり、厨機能をもつ空間である。その運営は里刀自を中心とした女性の集団である。刀自は様々なレベル・性格の組織を束ねる立場にあった女性を指す尊称である。里刀自は里における刀自であるが、この場合の「里」は五十戸一里の里ではなく、村落の意味としての「里」である。

なお大型堅穴建物は郷長層の住まいを兼ねる可能性があるが、竈屋専用とも思われ、住居か断定しがたい。掘立柱建物は出土遺物が少なく、概して時期が不明瞭である。しかし8世紀第2四半期の大型堅穴建物と向きが共通するものが「コ」の字形配置建物群のなかに存在することから、建物群の建設は8世紀第2四半期から始まるとみる。9世紀前半以降は「コ」の字形配置建物群のなかに堅穴建物がいくつかあることから、「コ」の字形の形態は崩れてくる。なお不明瞭であるが、9世紀代でもいくつかの掘立柱建物は存続したとみる。

筆者は奈良・平安時代の大規模な集落のなかに規格配置建物群があり、その建設が8世紀前半のうちに始まったならば、その集落は郷家集落の有力な候補としてよいと考える。ここで候補とするのは一郷内にこのような遺跡が複数存在することを考慮したものである。以上、小屋ノ内遺跡を物部郷の郷家集落と認定した状況をみてきたが、小屋ノ内遺跡ではさらに郷家集落としてふさわしい内容が判明している。以下にそれらの様相をみる。

○村落寺院・仏堂関係の建物群（ⅠF）

「コ」の字形配置建物群の南方の台地突端に掘立柱建物群と1棟の堅穴建物がある。掘立柱建物群のうち2棟は重複しており、建て替えられている。堅穴建物は僧侶または尼僧の住まいである。堅穴建物は9世紀前葉のうちに廃絶しており、それ以前の建物群である。掘立柱建物は当初1棟が先行し、後に2棟が同時存在したとみる。調査では気付かれなかったが、航空写真

（『糸川ほか2006報告書』中の図版3）をみると北側の61・70号掘立柱建物の北東に柱穴とみられるピット列があり、柵と判断する。「コ」の字形配置建物群と区画する意識があったことがわかる。なお61・70号建物とその南西に位置する60号掘立柱建物との間にも柵状のピット群がある。

○大型堅穴状土坑（ⅠE）

「コ」の字形配置建物群の東方、斜面際に位置する9世紀前半の2基の土坑である。継起的に存在したか同時存在かわからない。その性格について、氷室と擬制的な井戸の2説がある。前者であれば、郷長層の夏季での使用や、訪れる郡家の役人への接待などでの使用が考えられる。後者の場合は主として郷長層が祭祀を執行した場とみる。なお一時的な溜め井戸の可能性はあるかもしれない。しかし水を長期に溜めておくことはできず、実用的な井戸としての使用はできない。

○「コ」の字形配置建物群西方の建物群（Ⅲ）

「コ」の字形配置建物群の機能を補完する建物群である。こちらの建物群も若干規格的である。このなかに1間×1間の掘立柱建物がある（ⅢB）。この建物について筆者は社遺構の可能性があると考える。その理由として、特異な形態であることと「コ」の字形配置建物群の西方やや北寄りに位置することをあげる。国府や郡家では政庁の北西方向に神社が存在する場合がある。集落であれば「社」は簡単なものでよいとみる。しかしこれは筆者の仮説であり、倉庫や櫓など別の性格の建物であるかもしれない。

○「コ」の字形配置建物群北方の遺構群（ⅡA・ⅡB・ⅡC）

細長い形態の掘立柱建物がⅡA・ⅡBに各1棟存在する。馬小屋の可能性を想定するが、断定しがたい。ⅡCからは瓦塔が2基出土した。1基は8世紀中葉から後葉、もう1基はそれよりもやや降る時期のものである。「コ」の字形配置建物群と同時期かやや遅れて継起的に建てられたものである。「コ」の字形配置建物群からはかなり離れたやや村はずれの場所である。またこの位置は東西の交通路に面していた可能性があり、瓦塔は東西から物部郷の郷家集落に至る道の入り口に建てられた可能性がある。

○「コ」の字形配置建物群東方の遺構群（Ⅳ）

「コ」の字形配置建物群から支谷を介した東方にも多くの建物が存在する。掘立柱建物の数は37棟で、全掘立柱建物のほぼ1/4を占める。建物群の配置はかなり規格的である。台地南端に四面廂の掘立柱建物があ

る（ⅣcA）。その性格は仏堂が有力である。また片廂の掘立柱建物があり（ⅣcB）、有力者の居宅とみる。郷長層の居宅は当初からⅣ群の掘立柱建物の可能性もある。あるいは主として奈良時代は大型竪穴建物であるが平安時代に至って掘立柱建物に変わったなど、さまざまに考えられる。そのほか5間×3間の長大な側柱建物（ⅣcC）は作業棟または集会場とみる。

以上、千葉郡物部郷の郷家集落の様相をみてきた。広範に発掘されたことと、他の時代の影響を受けることが少なかったことで、内容がかなり明確になった遺跡である。下総国のなかでも良好な事例である。

小屋ノ内遺跡では9世紀前半に「コ」の字形配置の形態が崩れてくるが、他郷には9世紀や10世紀にも規格配置建物群が存在する場合がある。しかしそれらは郷家集落としての性格だけではなく、富豪層の集落の性格をもつ可能性もある。先述した飯積原山遺跡は古代荘園関連遺跡であるが、経営主体は王臣家の可能性が高く（木原2016）、富豪層の集落ともいえる。

京から国府に赴任した王臣家の守・介などは期間満了後も都に帰らず現地に留まって私的な収奪を行い、国府や郡家に圧力をかける場合がある。そのような私的な収奪者は王臣家に限らず、有力な寺社や国分寺なども含める。史料にはほとんどみられないが実力のあつる郡領層も彼ら以上の有力者の庇護を受け、荘園の経営を行う場合があつたとみる。その影響は郷や村落にも及ぶ。9世紀代以降の集落については個々に検討が必要である。

下総国では小屋ノ内遺跡のような規格配置建物群をもつ郷家集落・郷家候補集落がかなり見ついている。本稿ではそのすべてを詳述できないが、印播郡のみ以下に各郷と対応する遺跡を記す。

- ・八代郷…成田市台方下平Ⅰ・Ⅱ遺跡、成田市大袋腰巻遺跡、成田市大袋小谷津遺跡（大袋地域の遺跡については印播郷内の異説あり（山路2014、木原2020）
- ・長隈郷…佐倉市高岡大山遺跡
- ・鳥（鳴）矢郷…佐倉市六崎大崎台遺跡、佐倉市寺崎向原遺跡
- ・船穂郷…印西市船尾白幡Ⅱ遺跡
- ・村神郷…八千代市上谷遺跡

なお規格配置建物群の存在は不明瞭であるが、筆者は佐倉市江原台遺跡を日理郷、印西市天神台遺跡を言美郷の郷家集落とみている。

上記の遺跡のうち、高岡大山遺跡は印播郡の郡司層

や郡雑人が集住した集落である。長隈郷の郷家集落を兼ねるが、ほかの遺跡よりも格上の遺跡である。また印播郡の郡司層の一部は大袋腰巻遺跡にも居住または滞在した可能性がある。

なお郷長所在集落を整然とした規格配置建物群をもつ集落に限らなければ、印播郡では八千代市白幡前遺跡など、ほかにも有力な集落が見ついている。村神郷では上谷遺跡を郷家集落としたが、白幡前遺跡も掘立柱建物の数量が多い。上谷遺跡ほど整然としていないが白幡前遺跡の建物群にもある程度の規格性を見出すことができる。

『和名抄』によれば印播郡には11郷が存在する。不明瞭な例を除外しても、規格配置建物群をもつ郷家集落・郷家集落候補遺跡が5郷に存在する。その数は増える可能性が大きい。規格配置建物群をもつ郷家集落は印播郡では普遍的といえる可能性がある。このような遺跡はほかの郡にも存在する。印播郡は発掘事例が多いため判明した郷家集落の数も多いが、他郡においても珍しい存在ではない。

規格配置建物群の建設は小屋ノ内遺跡の場合、8世紀第2四半期に始まる。物部郷以外の郷においてもその建設は8世紀前半のうちになされたと考ええる。準備を含めると、郷によってはその構想が前段階の7世紀末から8世紀初頭にさかのぼる可能性も高い。なお寺崎向原遺跡は8世紀後葉から始まる集落であるが、郷家集落であるならば六崎大崎台遺跡の機能を引き継ぐとみることができる。郷家集落は郷の成立が遅れなければ、その整備は8世紀前半のうちになされており、8世紀後葉はむしろ変質が始まってくる時期とみる。

3 大嶋郷の集落

本項では文献史学の成果や考古学的な様相から、大嶋郷の集落を考える。

田中禎昭は「大嶋郷戸籍」から大嶋郷の地域社会について多岐にわたって考察している（田中2012）が、ここではそのなかの階層構成についてとりあげる。

大嶋郷にかかわる有力者としては、まず葛飾郡郡司の存在がある。田中は戸籍裏書の署名から大嶋郷における行政責任者として、主帳・無位刑部少俊の存在を指摘した。主帳という下位の役職ではあるが、養老五年（721）当時の葛飾郡郡司の一人が刑部氏であったことがわかる。

つぎに大嶋郷の住民をみる。大嶋郷の住民は多くが孔王部姓である。郷長は先述のとおり孔王部志己夫

である。里正は、甲和里が孔王部荒馬、仲村里が孔王部鹽（塩）、嶋俣里が孔王部小刀良である。いずれも孔王部姓である。郷戸・房戸の規模は確認できない。なお下総国の郡郷における里正の氏名について、筆者は大嶋郷以外は把握していない。

田中は大嶋郷における最有力者は郷長が所在する甲和里ではなく、仲村里に存在すると指摘した。最有力者は仲村里の推定郷戸主「孔王部某」（名は不明）で、奴婢2名をもち、41人の直属戸口を抱える人物である。また嶋俣里においても有力者の数は甲和里よりも多いと指摘した。さらに甲和里においても、郷戸主・孔王部長は直系親族と直属戸口数が郷長孔王部志己夫よりも多く、より有力であるとした。またその名前から「村長」の可能性があると考察した。

このように「大嶋郷戸籍」からは、有力者が郷内に複数存在し、なかでも最有力者は郷長をはるかにしのぐ実力者であることが判明した。有力者は郷長の所在が記録されていない仲村里および嶋俣里のどちらにも存在することから、「大嶋郷戸籍」に記載された郷長以上の有力集団がかなり離れた複数の集落に存在するといえる。さらに郷長が所在する甲和里においても、ほかの有力者の存在が指摘されている。ただし甲和里の有力者である孔王部長については孔王部志己夫と近い関係であることも考えられるため、まったく別の集団であるか、本稿では保留する。

郷長をしのぐ有力者の存在は、郷長の選定にあたって単なる力関係以上の要因があったことを示すものである。しかしその説明は考古学ではもっとも不得意といわざるをえない。

そこで大嶋郷の有力集団・有力集落を考えるため、郷域比定地における奈良・平安時代の遺跡分布をみる。使用する資料は谷口榮が考察した1994年時点のもの（谷口1994）を基とする。谷口は東京低地の地形分類と遺跡分布を図示した。筆者は第1図による甲和里・仲村里・嶋俣里の比定に基づき、谷口が提示した東京低地東部における遺跡一覧のうち、奈良・平安時代の遺構・遺物が存在するとみられる遺跡を以下の三者に分離した。

- ・甲和里…鹿島貝塚 香取神社（貝塚）遺跡 五分一貝塚 上小岩遺跡 勢増山遺跡 椿町遺跡 仮称鹿骨4丁目遺跡 仮称東端江遺跡
- ・仲村里…立石遺跡 本郷遺跡 鬼塚遺跡 正福寺遺跡
- ・嶋俣里…水元飯塚遺跡 柴又帝釈天遺跡 柴又八幡

神社遺跡 古録天遺跡・古録天東遺跡 柴又河川敷遺跡

なお遺跡については現在ではより増加していると思われる、古墳時代後期の遺跡とされたなかにも奈良・平安時代に継続するものもあるとみる。また未発見の遺跡や発掘されていない重要な遺跡も当然存在するだろう。

「大嶋郷戸籍」の考察からは仲村里・嶋俣里に甲和里以上の有力者の存在が示された。しかし実態が不明瞭であるものの遺跡数からみれば甲和里は仲村里や嶋俣里と遜色がない。また「大嶋郷戸籍」は養老五（721）年頃の短い時間幅の様相を記したものであるのに対して、考古学的様相はもっと長い時間幅の累積である。甲和里については、東京低地の開発が古くから進んだことや自然条件・災害等により、仲村里・嶋俣里以上に考古学的様相の把握が難しいとみる。そのため甲和里においてもそれなりに有力な遺跡が存在すると考える。

集落の優劣関係の把握は難しいが、郷内に郷家集落以外の有力集落が存在することは、考古学の面からもういえる場合がある。その一つが先述した印播郡村神郷の集落である。筆者は村神郷の郷家集落は八千代市保品地区遺跡群中の上谷遺跡とみている。しかし村神郷内ではそれ以外にも、白幡前遺跡を擁する萱田遺跡群や村上込ノ内遺跡などの有力集落が存在する。なお萱田遺跡群については高津牧との関係を考慮する必要があるかもしれない。高津牧については不明瞭であり、萱田遺跡群との関係は比較的近くに位置したと推定されることだけが根拠である。なお高津牧について多古町高津原周辺に比定する説がある。八千代市説・多古町説とも強い根拠はないが、当時の歴史的環境から八千代市説が妥当とみる。

このように郷家集落以外にも有力な集落は存在する。村神郷のように広域で、奈良・平安時代の開発が活発であり、現代においても遺跡の発掘が多い地域では、その様相が他郷に比べてより顕在化しているとみる。しかし郷家集落以外に有力集落が存在する場合があるとしても、下総国内の多くの郡郷の考古学的様相からは、郷家集落は有力であると考ええる。大嶋郷においても志己夫の弟の小山の家族を加えれば、それなりに有力だったのではないだろうか。

大嶋郷地域の考古資料を検討した谷口榮によれば、資料がもっとも充実しているのは柴又地域である。なかでも古録天・古録天東遺跡では比較的大型の柱穴を

もつ掘立柱建物が見つかり、谷口は里または郷の中核をなす拠点的な遺跡の可能性があると考察した。掘立柱建物のなかには倉庫とみられる2間×2間の総柱建物もある。同様に柴又帝釈天遺跡でも2間×3間の総柱建物が見つかった(谷口2012ほか)。また正福寺遺跡でも掘立柱建物の存在がうかがえる(永越ほか2005)。

遺物の様相もみる。古録天・古録天東遺跡では緑釉陶器や灰釉陶器が出土し、柴又帝釈天遺跡でも緑釉陶器や漆器皿、須恵器水滴が出土した。また古録天遺跡・鬼塚遺跡では巡方や鉈尾などの銚帯や、転用硯が出土した。正福寺遺跡でも掘立柱建物の柱穴とみられるピットから多数の緑釉陶器が出土している。鬼塚遺跡・正福寺遺跡は仲村里に属する集落とみられ、考古学的にも嶋俣里だけでなく、仲村里にも有力者が存在することがわかる。これら嶋俣里・仲村里の有力な村落には有識者が存在し、文書を作成する環境があった。(以上、谷口1990a・2012、永越ほか2005・2015)。その環境はいまだ考古学的には不明瞭であるが、甲和里も同様であったとみる。

関和彦は古録天遺跡で出土した9世紀中ごろの土師器杯底部に墨書された「角」について、「すみ」と読めるものであり、隅田川を表したものと考察した(関2012)。なお古録天東遺跡でも「角」の墨書をもつ土師器杯が出土している(谷口2012)。これが隅田川の「隅」であれば、古録天遺跡と古隅田川河川およびその近隣地域との関係がうかがえる資料といえる。

大嶋郷地域では、古墳時代後期から奈良・平安時代の牛馬骨が古録天遺跡・柴又帝釈天遺跡・鬼塚遺跡・本郷遺跡・正福寺遺跡から出土している。大嶋郷の牛馬について、谷口榮は農耕用、祭祀用、乗用、輸送用など様々な用途があると考察した。また大嶋郷には牧が存在し、牛馬が飼育される環境であることを指摘した(谷口1990・1994・1998・2012)。先述したように大嶋郷には下総国の官牧が存在しないとみる。しかし大嶋郷は大小の河川や海によって画された地域であり、谷口が考察するとおり、牧経営の適地である。私牧は存在したと考える。

大嶋郷地域は東海道(支路の時期を含む)が郷内を東西に通っていることから、谷口は官道と牛馬の関係もとらえた。輸送用の牛馬や情報伝達用の乗用馬あるいは騎馬などが大嶋郷内の東海道を頻繁に往来していたとみる。

ところで関和彦は大嶋郷内を通る東海道について、

集落とのかかわりは薄いと考察した(関1998)。確かに官道については直線的に通すことを優先したため、全国的にみれば集落との関係が薄い場合がある。しかし下総国では集落が道路際には存在しないとしても、比較的近くに位置することが多く、官道と集落とのかかわりは他地域よりも強いとみる。大嶋郷地域の東海道は往来が繁多であり、郷内の集落も東海道とのかかわりは比較的強かったと考える。

「大嶋郷戸籍」作成時点の郷家集落は甲和里内にある。しかし現状の考古学的様相からは嶋俣里が有力である。また「大嶋郷戸籍」の内容からは最有力者が仲村里に存在した。これらから郷家集落は甲和里から嶋俣里・仲村里に移った可能性があるとする。

4 下総国と大嶋郷

本項では下総国における大嶋郷の位置づけを考える。谷口榮は大嶋郷地域の自然環境・居住環境および考古学的様相について考察した(谷口1990a・1994・2012)。以下、谷口の考察によってみていく。江戸川などの河川沿いには南北方向に自然堤防が発達している。一方、葛飾区金町・柴又付近などでは微高地が東西方向にみられる。江戸川河口付近も同様で、海岸線付近に砂州が形成されている。奈良・平安時代の集落は微高地に立地しており、微高地は生活が可能な陸域であるとともに、居住は自然の制約を受けている。微高地は弥生時代後期から古墳時代前期に出現し、その後徐々に発達した。そして大嶋郷に相当する地域では古墳時代後期から集落が増加していった。大嶋郷の集落についてはこのような環境を考慮してみていく必要がある。

大嶋郷の地域は低地・微高地という地形から、これまでどちらかという人の住みにくい土地と思われていた。しかし谷口はその研究史に疑問を呈し、大嶋郷は上流から肥沃な土砂が運ばれて堆積した地域のため、植生では台地上と異なっていたものの水田耕作の面からはかなりの生産力をもつと考察した(谷口1998・2012ほか)。古録天東遺跡や本郷遺跡では古代の水田跡や畑跡が発見されている。また古録天東遺跡・柴又帝釈天遺跡・本郷遺跡では土壌分析により稲作を行っていたことが科学的に裏付けられた(谷口1994、永越ほか2009)。遺物の面からも本郷遺跡では鋤や田下駄が見つかり(永越ほか2009)。

柴又帝釈天遺跡・古録天東遺跡・鬼塚遺跡などでは井戸が見つかった(谷口1990a・1990b・1994・2016、

永越ほか2015)。また本郷遺跡の奈良・平安時代と思われる溝からは木樋が見つかった。微高地上の集落は水利用の面からは、むしろ台地上の集落よりも優れている。

水田の生産力と発掘調査で得た成果から、谷口は大嶋郷の集落について、構造面では台地上と変わらなと考察した（谷口2012）。谷口の考察にしたがえば、大嶋郷の主要集落も前項でみた小屋ノ内遺跡の様相と遜色がないといえる。規格配置建物群があるかどうかは不明であるが、大嶋郷の主要集落は掘立柱建物をかなりもつとみる。部分的な発掘に留まるため全体は不明瞭であるが、古録天遺跡にはそのような様相がうかがえる。

規格配置建物群についても筆者は大嶋郷に存在してもよいと考える。逆瑳郡石室郷の主要集落である横芝光町芝崎遺跡群は九十九里海岸の砂堤帯に立地する遺跡であるが、規格配置建物群が見つかった。台地上でない集落に規格配置建物群が存在する事例である。また芝崎遺跡では大規模な畑地が見つかった（道澤2006）。大嶋郷でも微高地で畑作が行われたとみる。ただし九十九里低地の砂堤帯と東京低地の微高地の立地の違いについてはより検討すべきかもしれない。

大嶋郷は東京湾に面しているため漁撈活動も行われている。しかし谷口は古墳時代後期に出土する大型管状土錘が7世紀後半になるとみられなくなることから、奈良時代以降は海での集団的な網漁が衰退し、河口や河川・沼などで行われる小規模な漁に替わったと考察した（谷口2012）。奈良・平安時代の大嶋郷は総体として、前代よりも水田耕作や畑作の比重が高まった。もちろん漁撈活動がまったく衰退したわけではなく、香取神社遺跡では貝塚が確認されているので、海浜部では古墳時代に引き続き、それなりに盛んであった。

谷口による大嶋郷の生産力の考察を受けて、駒見和夫は大嶋郷地域について下総国府を間近に支える水稻耕地と考察した（駒見2012）。服部敬史もこの点を重視し、大嶋郷を「下総国府の台所」と称した（服部2012）。このように2012年のシンポジウムおよびその後の研究では大嶋郷における稲作の重要性が認識された。

台地上の官衙や主要集落と微高地および低地の集落・水田・畑地などとの強い結びつきは下総国府と大嶋郷だけでなく、台地上の郡家とその眼下の集落・生産域との関係にもいえるのではないかとくに筆者の

念頭にあるのは逆瑳郡の様相である。筆者を含めて幾人かの研究者は逆瑳郡家を匝瑳市生尾遺跡と比定している（糸川2021など）。生尾遺跡は逆瑳郷の台地上に立地するが、この台地の南方眼下の九十九里海岸砂堤帯には須加郷が存在する。また砂堤帯上には須加郷だけでなく、いくつかの郷が存在する。生尾遺跡の台地から須加郷の砂堤帯までは現在の地形であるが比較的ゆるい坂であり、交通路が存在したとみる。逆瑳郡家と須加郷をはじめとした砂堤帯上の諸郷は、官衙と生産地帯という点で国府と大嶋郷の関係に近似すると考える。逆にいえば、須加郷や岩室郷などの砂堤帯上や低地に集落・畑地や水田が存在するため、逆瑳郷に郡家が建設されたとみる。東方が樺海となる千俣郷よりも逆瑳郷に立地の優位性があると考え。台地上の官衙群と微高地の集落や生産域との関係は逆瑳郡だけでなく、海上郡でも同様だろう。筆者はそのほかの郡については検討していないが、考慮すべき視点とみる。

駒見はまた下総国府と大嶋郷はひとつのエリアと考察した（駒見2012）。このつながりは生産とともに太日川の水運によるところが大きく、そのため下総国と武蔵国の境は太日川ではなく、隅田川（古隅田川）であることの意義を説いた。駒見は太日川の水運は各地をつなぐ役割をもっており、遡上すれば下野国府や上野国府に到達することも可能であるとした（駒見2012）。これは太日川で一気の下野国府の近くに達するというわけではない。乱流するいくつかの河川を渡って、近づくという状況である。太日川の上流地域では水上交通と陸上交通の併用が実態であり、2012年のシンポジウムでは水上交通に加えて陸上交通も重視すべきと考察されている。太日川は東京湾（江戸内海）と北関東を結ぶ水上交通の動脈の一つであるが、水上交通路は井上駅周辺で東海道の陸上交通路と交差する。

国府と大嶋郷の結びつきについて、谷口は考古学的様相から大嶋郷の地域は古墳時代から下総地域の領域に属していたと考察した（谷口2012など）。なお太日川が兩岸を分断していないのは河口近くに真間の入り江という良港をもつことも一因とみる。

大嶋郷の立地は東方に下総国府・葛飾郡家の所在する台地と、西方に武蔵国豊島郡家が所在する台地にはさまれた微高地・低地である。そして生産や交通の面からは下総国府・葛飾郡家とかかわりの深い土地と指摘された。このような視点からすれば、古隅田川西岸、豊島郡家東方の微高地・低地は豊島郡家とかかわりの

深い地域とみることができるだろう。

大嶋郷の主要集落については台地上の主要集落と遜色がないと想定するが、若干気にかかる点もある。それは「大嶋郷戸籍」の郷長が氏姓に直が付かない人物という点である。下総国では大嶋郷以外で郷長の氏姓名が明らかになっているのは下記の3例である。一つは千葉郡山梨郷に所在する四街道市南作遺跡の8号竪穴建物から出土した土器に書かれた「山梨郷長 大生部直 罌麻」の墨書である（中山・稲葉2007）。罌は岡を意味する文字である。山梨郷長は大生部直という直の付く氏姓であることが判明した。伴出遺物の様相と合わせて9世紀中葉頃の時期とみる。二例目として印播郡船穂郷に所在する西根遺跡の事例をあげる。西根遺跡では「大生部直子猪形代」と「船穂郷生部直 刀自女奉」と記された墨書をもつ土器が各々出土している（小林ほか2005）。時期は前者が8世紀中葉頃、後者が9世紀後半である。これにより船穂郷長は山梨郷同様、大生部直氏であることが確実である。なお大生部直氏は下総国においては埴生郡の大領級氏族である。三例目は香取市馬場遺跡の事例である。馬場遺跡では平安時代の竪穴建物が4棟見つかった。路線の調査であり、竪穴建物等は調査区外に存在するとみるが、散在的であろう。そのうちの1棟から体部外面に「鹿郷長 鹿成里成里人□」、底部に「子山□」と墨書された9世紀前半頃の土師器杯が出土した。この墨書を考察した栗田則久は「鹿郷長」を香取郡香取郷長とした。また「鹿成里」は文献にみえないためやや疑問としながらも香取郷長の姓、「成里人□」を名と考察した（栗田ほか1988）。

南作遺跡は奈良・平安時代の大規模な集落が見つかった遺跡である。掘立柱建物・竪穴建物の数量が多いが、整然とした規格配置の建物群は不明瞭である。しかし「山梨郷長」の墨書から山梨郷家所在の有力な候補遺跡である。一方、西根遺跡の場合は東方の台地上に規格配置建物群をもつ船尾白幡Ⅱ遺跡があり、船穂郷の郷家集落とみる。また西方の台地上には船穂郷の主要集落である鳴神山遺跡が存在する。それに対して、馬場遺跡は遺構の分布密度が低く、郷家集落とは考えられない。香取郷長が馬場遺跡の集落に立ち寄った際に書かれたものか、集落の居住者がどこかで入手したかのどちらかとみる。

山梨郷・船穂郷の郷長が直の付く氏姓であるのに対して、大嶋郷の場合は養老五（721）年の戸籍作成時点では直の付かない郷長である点で、明らかに格下で

ある。馬場遺跡の墨書からうかがえる香取郷長もこの時点では直の付かない氏姓とみておく。しかし香取郷の場合は郷内に香取神宮が存在する可能性があり³⁾、また郡家所在郷の可能性もあることから、この一例をもって歴代の香取郷長の性格を規定することは控えた

い。

大嶋郷についても慎重を期すべきであるが、もしも大嶋郷の郷長が代々直の付かない人物であればそれが集落の構成に反映している可能性があるかもしれない。しかしたとえ規格配置建物群をもたないと仮定しても、掘立柱建物の数量をあまり低く見積もる必要はないと考える。集落の構成要素も小屋ノ内遺跡とあまり変わらないとみる。大嶋郷の比定地域については、今後も大規模な発掘調査は行われず小規模な調査に留まるとみるが、その累積による研究の進展を期待する。

おわりに

下総国葛飾郡大嶋郷は「大嶋郷戸籍」の存在により、古代下総国の郡郷のなかでは著名な郷の一つである。また「大嶋郷戸籍」は国郡郷里制の時代のものであるので、大嶋郷は郷の下位である里を考えることができる稀有な郷である。本稿では里域から大嶋郷の郷域を比定し、次に大嶋郷以外の葛飾郡諸郷の比定地を述べた。そのうえで『和名抄』にみえる葛飾郡諸郷の情報や物の通送順を考察した。武蔵国の東海道付け替え後、下総国に最初に入る郷は大嶋郷である。

大嶋郷の比定地は東京低地であり、古くから開発が進んだため考古学的全容を把握することが難しい。そのため下総国における良好な事例として千葉郡物部郷の郷家集落である小屋ノ内遺跡をとりあげた。近年の考古学的資料の蓄積や文献史学の成果からは低地の集落であっても台地上の集落と遜色はないとみられ、規格配置建物群をもつかどうかはわからないが、大嶋郷の有力集落の内容は小屋ノ内遺跡の様相に準じると考える。

「大嶋郷戸籍」研究の成果からは、甲和里に所在する郷長以上の有力者が仲村里や嶋俣里に存在することが判明した。この点の考古学的な考察は難しいが、印播郡村神郷には郷家集落以外にも有力集落が複数存在することをみた。

大嶋郷の比定地の生産力は低くなかったとみられること、また交通面の研究の成果など（谷口ほか2012）から、本稿では大嶋郷を葛飾郡や下総国という国郡のなかに位置付けることを試みた。

最後に、筆者は遺称地を重視する立場から先学と同様に小岩・柴又の地名をもつ地域周辺が大嶋郷であるとして論じてきた。これに対して谷口榮は「われわれが大嶋郷として理解している地域が、はたして真実かどうか、それを証明する物的証拠は何一つない」として、警鐘を鳴らした（熊野・谷口1994）。もちろん谷口も総合的にみて小岩・柴又周辺地域を大嶋郷と認めているとみるが、物的資料には確固とした根拠が存在しないのである。

筆者は古代の郡郷名が現在まで遺存する事例が多いことから、強弱はあるが地名だけでも有力な根拠とみる（糸川2020など）。しかし谷口が指摘するとおり、郷の比定等において考古学的な物的証拠が無いあるいは乏しいという懸念については、奈良・平安時代の集落を検討するうえでつねに持ち続ける必要があると考える。

注

- 1) 『続日本紀』神護景雲二年（768）三月朔日条に「山・海の両路を承け、使命繁多」とであると記され、また東海道への転属を記した『続日本紀』宝亀二年（771）十月二十七日条の記事にも「公使繁多」とある。
- 2) 「郷内官衙」等の問題に関しては、「郷衙」を含めて本来はより詳細な考察が必要である。本稿は紙幅の都合上、ざっくりとまとめてしまった。一言だけ付け加えると、筆者は「郷家集落」に正倉別院・郷倉等、郡の出先機関を含めていない。
- 3) 香取神宮の所在郷は大槻郷の可能性の方が高いのかもしれないが、本稿では香取郷の可能性も考慮する。

引用・参考文献

雨宮龍太郎2023「倉樞屯倉の所在地に関わる一史料－史料に導かれた仏教史の考察－」『埼玉考古』第58号 埼玉考古学会 糸川道行ほか2006『四街道市小屋ノ内遺跡（2）』（財）千葉県教育振興財団 糸川道行ほか2008『四街道市小屋ノ内遺跡（3）』（財）千葉県教育振興財団 糸川道行2018「下総国印旛郡言美郷を考える」『研究連絡誌』第79号（公財）千葉県教育振興財団 糸川道行2020「奈良・平安時代における東総の集落と郡郷」『研究連絡誌』第83号（公財）千葉県教育振興財団 糸川道行2021「東総の主要集落・郡家と郡郷（上）」『研究連絡誌』第85号（公財）千葉県教育振興財団 糸川道行2022「東総の主要集落・郡家と郡郷（下）」『研究連絡誌』第87号（公財）千葉県教育振興財団 井上尚明1998「郷家の構造と性格」『律令国家の地方末端支配機構をめぐる－研究集会の記録－』奈良国立文化財研究所 内山俊身2016「古河川戸台遺跡をめぐる二・三の問題－出羽・元慶の乱との関係で－」『古河郷土史研究会会報』第54号 木下良2012「シンポジウム「古代大嶋郷と

戸籍」に参加して－」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 木原高広2016「酒々井町飯積原山遺跡における初期荘園について」『研究連絡誌』第77号（公財）千葉県教育振興財団 木原高弘2020「酒々井地区の集落－長隈郷の特性を中心に－」『千葉史学』第76号 熊野正也・谷口榮1994「古代における小地域と生活－下総国葛飾郡大嶋郷を中心に－」木村礎編『村落生活の史的研究』八木書店 栗田則久ほか1988『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅳ－佐原地区（1）－』（財）千葉県文化財センター 小林信一ほか2005『印西市西根遺跡』（財）千葉県文化財センター 駒見和夫2012「下総国府と大嶋郷」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 笹生衛・大口和樹ほか2013『谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ』テイケイトレード株式会社 菅原祥夫1998「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群－福島県郡山市正直C遺跡・東山田遺跡の分析事例を中心として－」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所 墨田区1978『墨田区史 前史』関和彦1998『古代農民忍羽を訪ねて』中公新書 関和彦2012「大嶋郷と村落」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 田中禎昭2012「大嶋郷の人々－個人別データベースの分析による地域秩序の再検討－」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 谷口榮1990a「大嶋郷の故地」『東京考古』8 東京考古談話会 谷口榮1990b「下総国葛飾郡大嶋郷の調査－大嶋郷推定地の遺跡調査－」『季刊 考古学』第33号 雄山閣 谷口榮1994「大嶋郷の復原と住人の生業活動」『古代東国の民衆と社会』名著出版 谷口榮1998「大嶋郷と交通」『古代交通研究』第8号 古代交通研究会・八木書店 谷口榮ほか2012『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 谷口榮2012「大嶋郷故地の調査」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 谷口榮2016「下総国葛飾郡大嶋郷における井戸祭祀」『日本古代考古学論集』同成社 谷口榮2018「大嶋郷戸籍と集落」『東京下町の開発と景観 古代編』雄山閣 東部地区文化財担当者会2024『埼玉県東部地区の奈良時代・平安時代』永越信吾ほか2005『正福寺遺跡Ⅲ』葛飾区遺跡調査会 永越信吾ほか2009『本郷遺跡Ⅸ』葛飾区遺跡調査会 永越信吾ほか2015『発掘された古代の葛飾－柴又地区の集落－』葛飾区郷土と天文の博物館 中山俊行・稲葉千絵2007『千葉県四街道市 南作遺跡』（財）印旛郡市文化財センター 服部敬史2012「これからの古代大嶋郷研究」『東京低地と古代大嶋郷－古代戸籍・考古学の成果から－』名著出版 平川南2001「道制と文書行政」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県 道澤明2006『芝崎遺跡群』（財）東総文化財センター 山路直充2009「寺の成立とその背景」『房総と古代王権－東国と文字の世界－』高志書院 山路直充2014「下総国の郡・郷・里・駅家」『市川市史編さん事業調査報告書 下総国戸籍 遺跡編』市川市文化国際部文化振興課